

(電子メール施行)
技企第 1200 号
平成 30 年 9 月 28 日

県土整備部関係各課室長 様
各県民局等土木事務所等の長 様

県土整備部長

「土木工事共通仕様書」等の改定について（通知）

「土木工事共通仕様書（平成 29 年 12 月）」「土木工事施工管理基準（平成 29 年 12 月）」「土木請負工事必携（平成 29 年 12 月）」を下記のとおり改定しますので、通知します。

記

1 主な改定の内容

(1) 土木工事共通仕様書

①レディーミクストコンクリートの工場の選定

- ・受注者が工場を選定するにあたり、工場に所属する技術者(コンクリート主任技士等)の常駐の確認を規定
- ・「表 1-3-1 受注者による臨場確認等」の規定を削除

②植生工等で使用する種子

- ・神戸市内の工事については、神戸市条例で指定されたブラックリスト種を原則使用しないように明記

③植生基材吹付工に用いる植生基材

- ・浄水発生土を混合した植生基材の原則使用について、特記仕様書の作成手引き（案）の内容を明記

(2) 土木工事施工管理基準

①出来形管理基準及び写真管理基準

- ・ICT 浚渫工、ICT 舗装工（コンクリート舗装）を追加

(3) 土木請負工事必携

①提出書類の様式

- ・工事施工計画及び下請負人等（変更）通知書に記載すべき下請負人を明確化
- ・建退共掛金収納書の様式を新規追加

2 送付文書

(1) 新旧対照表

(2) 改定箇所

3 適用する工事

設計図書単価適用年月日が平成 30 年 10 月 1 日以降の県土整備部所管の土木請負工事に適用。ただし、それ以前の工事においても受発注者間で協議し双方合意により適用可能とする。

4 問合せ先

県土整備部 県土企画局 技術企画課 技術管理班 TEL078-362-9287